

鴨川市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第39号

鴨川市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

鴨川市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱（平成27年鴨川市告示第43号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「別に定める額」を「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額）の100分の10（市長が別に定める一定以上の所得を有する居宅要支援被保険者等については、100分の20又は100分の30）に相当する額」に改める。

第10条第2項を削り、同条第3項中「前項」を「介護予防・生活支援サービス事業によるサービス」に改め、同項を同条第2項とする。

別記第8号様式を削る。

附 則

（施行規則）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に介護予防・生活支援サービス事業を実施した指定事業者又は受託者に対する改正前の第10条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。